

財務省第5入札等監視委員会

令和2事務年度 第2回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和2年12月23日～令和3年1月25日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村山周平 （村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲 （早稲田大学教授）	
審議対象期間		令和2年7月1日（水）～令和2年9月30日（水）	
抽出事案		4件	(備考)
1	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：令和2年度 車載式X線貨物検査装置の調達及びその保守業務 契約相手方：加賀ソルネット株式会社 (法人番号1010001087332) 契約金額：92,677,392円 契約締結日：令和2年7月31日 担当部局：東京税関
2	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：埠頭監視カメラシステムの賃貸借及び保守 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 (法人番号5010401072079) 契約金額：948,182,400円 契約締結日：令和2年9月4日 担当部局：東京税関
3	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：大桟橋監視艇係留用ポンツーン整備 契約相手方：東亜鉄工株式会社 (法人番号6020001018166) 契約金額：10,780,000円 契約締結日：令和2年7月9日 担当部局：横浜税関
4	競争入札(公共工事)	1件	契約件名：千葉港湾合同庁舎冷温水及び冷却水ポンプ更新工事 契約相手方：大迫工業株式会社 (法人番号1010601008951) 契約金額：2,362,800円 契約締結日：令和2年7月20日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：令和2年度 車載式X線貨物検査装置の調達及びその保守業務</p> <p>契約相手方：加賀ソルネット株式会社 (法人番号1010001087332)</p> <p>契約金額：92,677,392円</p> <p>契約締結日：令和2年7月31日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>X線検査装置は、社会悪物品等の密輸阻止のための検査を限られた職員数で効率的に行うための機器です。本件は、このX線検査装置を車両に搭載した装置4式の購入、及びその保守業務を含めた調達であり、配備から長期間経過した装置を更新するものです。</p> <p>本調達は車載式のため、車の環境性能を評価した総合評価方式により調達を行いました。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件は直近4回の入札において、全て複数者が応札していたことから、これまで入札に参加していた者に応札しなかった理由をヒアリングしたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の業績が悪化し、入札参加資格の等級が下がってしまった ・コロナ禍において納期を守れるか不明である ・他の業務の履行状況との兼合いから、人員を確保できない <p>という理由でした。</p>
<p>予定価格の算出について</p>	<p>引き続き、同様の調達を行う場合は、過去に入札に参加していた者に積極的に参加を懇意し、同業種の業界情報を収集し、入札参加者の拡大に努めます。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>コロナ禍から業績が悪化し、競争参加等級が格下げになった業者に対する救済措置は考えられないのでしょうか。</p>	<p>予定価格は、過去応札実績のある者から参考見積を徴し、機器に係る費用と保守費用を比較検討し、算出しております。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>競争参加資格は、全省庁統一の形で総務省が定めております。コロナ禍における同資格の取扱いについてご意見が示されたことについては、同省に伝えます。</p>

意見・質問	回答
<p>納入場所が神戸税関、門司税関の官署であることから、競争参加資格者の範囲を関東・甲信越地域から関西、九州地域まで拡大できないのでしょうか。</p>	<p>競争参加資格は、申請者が入札参加を希望する地域を選択して申請するものであり、選択していない地域の案件に関しては、当初から応札の意思がないものと理解しております。</p>
<p>総合評価方式による調達は、応札者が1社しかいない場合、結果的には、最低価格調達方式と同じことになるのでしょうか。また、仕様を満たし、予定価格が範囲内であっても、環境性能評価の基準値以下となった場合、落札者なしとすることもあるのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり、応札者が1者しかいない場合は、最低価格調達方式と同じ結果となります。また、本件調達では、環境性能（燃費値）に対する基準点は設けていないため、入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、納入しようとする自動車が仕様書に定める要件をすべて満たしていれば、その者が落札者となります。</p>
<p>神戸税関境税関支署に配備する装置は、寒冷地仕様の車両としていますが、X線検査装置を寒冷地において運用することは問題ないのでしょうか。</p>	<p>当該検査装置の環境性能については、 運用温度：-10°C～50°C 保管温度：-20°C～60°C と規定しており、運用に問題ない仕様となっております。</p>
<p>車載式X線検査装置は、取扱業者が限られる極めて特殊な装置でしょうか。</p>	<p>車載式X線検査装置は、納入業者が一般にも販売しているものであり、特殊な装置ということはございません。</p>
<p>障害が発生した場合に支払う随時保守にかかる予定価格はどのように決定しているのでしょうか。</p>	<p>随時保守の予定価格については、業者から事前に聴取した随時保守費用の見積もり等を踏まえ決定しております。</p>
<p>契約書の契約金額の内訳はどのように決定しているのでしょうか。また、自動車重量税等の非課税等費用の予定価格の金額と契約金額の内訳と大きく乖離している理由を教えてください。</p>	<p>契約金額の内訳は、予算科目に沿って内訳を決定しています。また、ご指摘の非課税等費用の予定価格については、応札予定車種が判明していなかったため、エコカー減税の影響を勘案せず積算しました。他方で入札の結果、契約対象には、エコカー減税の対象車種が多数含まれることとなつたため、契約金額における非課税等費用は、予定価格より小さくなっています。</p>
<p>契約書に税関職員の故意過失によって修理、又は調整の必要が生じた場合、契約相手方は費用を請求できるとありますが、過去にそのような状況が生じたことはあるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の状況は生じておりません。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：埠頭監視カメラシステムの賃貸借及び保守</p> <p>契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924)</p> <p>三井住友ファイナンス＆リース株式会社 (法人番号5010401072079)</p> <p>契約金額：948,182,400円</p> <p>契約締結日：令和2年9月4日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>埠頭監視カメラシステム（以下、「埠頭監視カメラ」という。）は、港湾における船舶、乗組員等の取締りを効果的かつ効率的に実施することを目的に導入したシステムです。</p> <p>本件は、新潟港及び直江津港等に配備した監視カメラを纏めて更新するものであり、令和3年4月から令和7年3月末までの48ヶ月間の保守込み賃貸借です。なお、更新した装置は、72ヶ月の継続利用を予定しているため、令和7年4月以降は令和7年度予算に基づき、公募を実施したうえで、残存期間分を契約する予定です。</p> <p>なお、埠頭監視カメラシステムについては、以前は、新潟港地区と直江津港地区等で別々に入札を行っていましたが今回から複数地区を集約して入札を行うこととしました。</p>
<p>1者応札となった要因について</p> <p>高落札率の要因について</p>	<p>埠頭監視カメラの納入業者は複数者が存在し、少なくとも2者以上の応札を見込んでおりましたが、結果的に1者入札となったため、入札に参加しなかった納入業者に応札しなかった理由をヒアリングしたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多発する豪雨災害等による監視カメラの需要の急増により、仕様書を満たす性能のカメラを調達できない <p>との理由でした。このような特殊な要因などもあり、1者応札になったものと考えられます。</p> <p>本件の予定価格は、物価資料、業者見積り及び過去の調達実績を参考に積算しました。本件は複数回入札を実施したことにより、予定価格の範囲内に収</p>

意見・質問	回答
<p>『書類回覧による委員からの質問・意見』</p> <p>配備地域が広範囲で入札参加が困難であることから、港ごとに分けて調達することは考えられないのでしょうか。</p>	<p>まったくものであり、結果的に高落札率となりました。</p> <p>『担当部局からの回答』</p> <p>事前に既設の埠頭監視カメラの納入業者にヒアリングを行った結果、「技術的に問題なく、また、部品調達や人件費なども個々の地域での構築に比べて安価になる。」との回答を得たことを踏まえ、複数地域を集約して調達をしました。また、事後に入札に参加しなかった納入業者にヒアリングしたところ、「応札しなかったのは、豪雨災害等により仕様を満たす監視カメラを調達できなかつたことが理由であり、複数地域を集約したことではない。なお、地域ごとに分けると費用は高くなると考えている。」とのことでした。従って、複数地域を集約して調達入札を行ったことについては、適当であったと考えております。</p>
<p>監視カメラの市場は、5年ぐらい前と比較すると大きく変化していると思われます。昨今の豪雨災害は理解できるとしても、仕様や調達時期を調整して競争性を確保できないでしようか。</p>	<p>調達時期については、意見招請の実施や政府調達による50日以上の公告期間の確保、そして落札業者によるシステム構築のための期間などが必要であり、令和3年4月からの運用を考慮すると調達時期の変更は困難でした。なお、仕様については、全国の監視取締りを担当する部署において、業界からの情報収集を積極的に行うなど、必要な能力を有する機器がより安価に調達できるよう見直しを行っています。</p>
<p>一部の港においてカメラ台数が減少した理由を教えてください。</p>	<p>入港隻数の減少を踏まえ、本件調達を機に設置台数の見直しを行ったものです。</p>
<p>一部の港において個別の監視モニターを廃止した理由を教えてください。</p>	<p>本件調達により、タブレット端末によるカメラ操作などが可能となったことから、一部の港において個別の監視モニターを廃止したものです。</p>
<p>入札に参加しなかった納入業者は仕様書のどの箇所が参加の障壁となつたのでしょうか。また、仕様書を見直す予定はあるのでしょうか。</p>	<p>入札に参加しなかった納入業者によれば、豪雨災害等の影響で仕様を満たす監視カメラの調達をできなかつたことが応札しなかつた理由とのことでした。</p> <p>なお、埠頭監視カメラは、高い解像力が求められていることから、高感度カラーカメラの画像素子の枚数を規定しており、その枚数を満たさない監視カメラは不可としました。なお、現在、業務に必要な監視カメラの性能を確保しつつ、競争を促進し、よ</p>

意見・質問	回答
<p>契約書の記載について、守秘義務違反があり、それによって契約を解除した場合は、両規定の違約金が発生するということでしょうか。</p>	<p>り安価な価格での調達を行うため、全国の監視取締りを担当する部署において仕様の見直しを行っているところであり、今後はその結果を踏まえ、東京税関の監視カメラの調達も見直していく予定です。</p> <p>ご質問のとおり、守秘義務違反があり、かつ、契約解除をした場合には、両既定の違約罰を請求することができます。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：大桟橋監視艇係留用ポンツーン整備 契約相手方：東亜鉄工株式会社 (法人番号6020001018166)</p> <p>契約金額：10,780,000円</p> <p>契約締結日：令和2年7月9日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>ポンツーン（浮桟橋）は、中空の鋼製構造物をその浮力により海上に浮かべ、支持杭またはアンカーにより位置固定をし、主に船舶の係留や乗下船に用いられるものであり、横浜税関では監視艇の係留に使用されています。海上に浮かぶものであるため、海水との接触による発錆やカキといった付着物により傷みが生じやすいことから、浸水や沈没のリスクを防ぐため、定期的なメンテナンスが必要とされています。本件の整備内容は清掃、発錆部や付着物の除去、塗装、防食用陽極板の交換など、保全を目的としたものとなります。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>まず、工期について、ポンツーン整備中は監視艇の係留ができなくなるため、監視艇の運航に支障をきたすことの無いよう、監視艇が法定定期検査のため約3ヶ月間のドック入りする期間と重複するよう工期を設定しています。</p> <p>次に、造船所側の都合として、ポンツーン整備には自走する船舶とは異なった準備作業や調整が必要であり、加えて、京浜港区においては造船所数が少なく混雑していることから、日程調整が困難といった事情がありました。</p>
<p>高落札率の要因について</p>	<p>そのため、取締の要請から監視艇の運航に支障をきたすことなくポンツーン整備を実施する必要があったことから工期を制約せざるを得なかったところ、通常の船舶整備と異なりポンツーン整備は事前準備を要するため、当該工期では対応できない造船所もあったことから1者応札になったものと思われます。</p> <p>本件は、前述の通り日程的制約がある中での調達であったものであります、実際には工期選択の幅を狭めることとなり、応札業者にとっては値下げの動機が十分に働かなかつたため、高落札率になったものと思われます。</p>

意見・質問	回答
<p>『回覧による委員からの質問・意見』</p> <p>前回の整備の入札では、何社くらい入札があつて落札率はどのくらいでありましたか。</p>	<p>『担当部局からの回答』</p> <p>前回（平成19年度）の整備については、文書保存期間の経過により文書は残っていませんので、当時の入札状況を確認することは出来ません。</p>
<p>横浜税関管内には、本件の整備対象以外にもポンツーンはありますか。</p>	<p>横浜管内においては、横浜港の他に横須賀港、鹿島港、塩釜港にポンツーンがあります。</p>
<p>監視艇は何隻ありますか</p>	<p>監視艇は4隻あり、ポンツーンのある前述の4港に配備されています。</p>
<p>官給品一覧に記載された「自己研磨型防汚塗料」と、仕様書に記載された「A/F」は同じものでしょうか。</p>	<p>A/F (Anti-Fouling) 塗料とは防汚塗料のこと、「自己研磨型防汚塗料」と同じものとなります。亜酸化銅を溶出させることにより、カキなどの付着物を寄せ付けない効果があり、主に船舶の船底の塗装に使用されるもので、常に海中にあるポンツーンの塗装としても適切な塗料となります。</p>
<p>予定価格調書の調査基準価格の算定に使われた係数の根拠は何でしょうか。</p>	<p>予算決算及び会計令第85条に基づき、財務省における運用方針として定められている割合となります。</p>
<p>市場価格調査の見積りについて、造船業者に参考見積書の提出を依頼し、2社から回答があつたとされていますが、この2社に落札者は含まれているのでしょうか。含まれている場合には、そのことが高落札率の理由にはなっていないのでしょうか。</p>	<p>参考見積書の提出があった造船業者は、落札者を含めた2社であり、落札者以外のもう1社は本件調達の工期では対応できないとして入札を見送った者になります。2社の参考見積額に大きな乖離は見られなかったため、市場価格として適正であると判断しております。そのため、参考見積書を微取した2社に落札者は含まれていることが、高落札率の直接的な原因ではないと考えています。</p>
<p>本件契約書で定められている違約金の割合については、何らかの基準によるものでしょうか。</p>	<p>違約金の割合に関する基準は特にありません。案件ごとに適切な率を設定することとなります。</p>
<p>監視艇の定期点検とポンツーン整備の全体について、具体的な日程を定めた計画などはどうなっていますか。</p>	<p>定期点検及びポンツーン整備の計画は年度単位での実施の必要性を把握しており、調達の準備において監視艇の運行を管理する監視部との調整によって具体的な日程は計画されます。</p>
<p>監視艇の法定定期点検は、あらかじめ実施すべき期限がわかっていることと思いますが、その調達については、点検よりどのくらい前に設定することが可能でしょうか。</p>	<p>法定点検やポンツーン整備の実施中には監視艇の運航ができず取締の支障となりますので、調達の都合のみで整備日程を設定することは出来ず、一律にどのくらい前から設定可能かを申し上げることは出来ませんが、可能な限り調達手続きを前倒しす</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
	る等、より多くの者が入札参加できるよう留意しつつ、日程調整を行っていきたいと考えております。

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：千葉港湾合同庁舎冷温水及び冷却水ポンプ更新工事</p> <p>契約相手方：大迫工業株式会社 (法人番号1010601008951)</p> <p>契約金額：2,362,800円</p> <p>契約締結日：令和2年7月20日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>千葉港湾合同庁舎では、空調用に計5台のポンプが設置されており、うち2台については故障によりすでに交換しているものの、残り3台については経年劣化が進行しており腐蝕や漏水などの傷みが顕著に見られていました。ポンプが故障すると空調の運転が不能となり、職員のみならず来庁者に対しても相当の不便を来たし、夏季であれば熱中症など健康被害のリスクもあることから、予防保全としてこれを更新することとしました。</p>
<p>低落札率の要因について</p>	<p>工事期間中は空調運転ができないため、中間期である秋季に工事を実施する必要があったことから工期末を暖房運転開始前の11月6日とし、繁忙期ではない8月～10月を含む工期としたところ、空調設備業者は、一般的に冷暖房のシーズンイン時期である6～7月と11～12月は繁忙期となるとのことであり、この繁忙期を避ける工期となりました。また、落札業者によると、ポンプ等の材料を協力会社の伝手を使って低価格で調達できるとのことありました。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>本件については調査基準価格の算定はしていますが、必要ないのでしょうか。</p>	<p>そのため、本件調達は空調設備業者の繁忙期を避けられたことで競争原理が働き労務費（人件費）の大幅な値引きに繋がったことに加え、必要とする部材が落札業者の持つ協力関係により安価に入手できるものであったことも重なり、低落札率になったものと思われます。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>調査基準価格の設定対象となる契約については、予算決算及び会計令第84条において、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とされています。</p> <p>本件は予定価格が1,000万円を超えないため、調査基準価格の設定はありません。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格の積算において、実施可能な業者2社から単価調書を取得したとされていますが、具体的にはどの業者でしょうか。入札した業者は含まれているのでしょうか。</p>	<p>単価調書を取得した2社のうち1社は入札した業者であり、もう1社は入札を見送った業者になります。</p>
<p>入札業者3社のうち、落札業者を除いた2社で安価だった方の業者についても入札金額が少し低かったようですが、低い金額で入札できた理由は何か調査されていますか。また、残りの1社は予定価格に近い入札金額となっていますが、この理由についても調査していないということでしょうか。</p>	<p>落札業者を除いた2社のうち安価だった方の業者に対して値引きの要因について聴取したところ、落札業者と同様、工期が繁忙期ではない点が挙げられました。また、残りの1社に対しては、同社から取得した単価調書に基づいて予定価格を設定したことが同社の入札金額が予定価格に近い金額となった要因と推定されたことから、特に調査は行っていません。</p>
<p>本件事例から、合理的価格は、調達時期によつて変わりえることが示されています。工期の設定が重要であり、その点に関する具体的な知見を担当者のみでなく税関内で生かしていくためには、どのような方策が可能でしょうか。</p>	<p>工期の設定については、会計年度の制約、調達手続きに要する期間、執務環境への影響、必要性といったことを総合的に検討して決定することが必要になりますので、請負金額のみを優先して、有利な工期に実施することは困難に思われます。</p> <p>調達時期により価格変動が見込まれる場合には、その変動を予定価格に適切に反映するよう努めることを、横浜税関で定める積算要領へ記載し周知したいと考えています。</p>